2011/2/23 担当:大河内

pp. 192-198

Ch. 6: 客観性と合理性の厳密な規範的構造

I. 意味論的 Assertibilism

(以下冒頭の数字は節ごとの段落番号)

8

主張するということ=推論的に分節化された内容に対して特殊な種類の規範的な立場を取ること endorsing it, taking responsibility for it, committing oneself to it.

- ・何かを主張することとして扱うこと/assertional ゲームにおいて手を指すこと(making a move)
- ・何かをただの粗野な音声 sounding-off として扱うこと、それをただくだらない idle 行為として扱うこと

この区別は:

他のコミットメントとのその帰結を伴う consequential 関係によって適切に分節化されるコミットメントを取ること undertaking としてそのことを扱うこと = 理由の/合理的 rational 関係:「あるコミットメントを取ることが、合理的に / 理由となって rationally 他のコミットメントを取ることを、後者が前者の推論的な帰結として関係する限りで、強いる。」

これらの関係が、人がある命題を主張する asserting ことによって取るコミットメントと責任の内容を分節化する。そのような関係を離れては、そのような内容はなくしたがって assertion も無い。

9 繰り返し

「そのような帰結としてのコミットメントがなければ、ゲームはわれわれがその手 moves を内容ある assertion として理解するのに必要な合理的構造を欠い

ている」

1 0

主張2:理由を与え理由を問うゲームを含む実践(合理的実践:言語的合理主義が言語的実践として考えるに値すると考える唯一のもの)は、二つ目の種類の規範的地位の認可 acknowledgement を含んでいなければならない。

- ・対話者が取るコミトメントの中には、その者が資格を与えられている entitlement コミットメントの下部集合がある。
- ・主張に対して理由を与えることは、これをその人に認可し、資格を与える、 つまりこれを正当化する他の assertion を作り出すことである。
- ・資格を与えられているコミットメントと、与えられていないコミットメント の区別がある→この区別を問題とすることができて初めて理由を与える実践は 意味をなす。

11.

Assertional 実践の

- ・コミット的側面:
- ・批判的側面:コミットメントの適切さが検証される実践の側面
- この批判的側面なしには理由の観念はつかみ損なう gets no grip

12

全体的な主張:

「assertional 言語行為の力を規定する endorsement の意味は、少なくとも、話者のそのコミットメントへの資格 entitlement がいつも潜在的に問題となっている一種のコミットメントを含む」

- →平叙文によって表現された assertible 内容は (…) 両方の規範的な側面にしたがって推論的に分節化されていなければならない。
- 1. 推論的な帰結を持たなければならない(下流):元々の内容に対するコミットメントに、それへのコミットメントが含まれているコミットメント
- 2. 推論的な先行者 antecedents を持たなければならない(上流): そこから元々の内容に対する資格が継承されうる前提として役立つもの

これらは相互に関係し合っている:

問題となっている資格 entitlement はコミットメントへの資格

- ・両立不可能 incompatible: 一方へのコミットメントが他方への資格を排除する。The swatch is red.→The swatch is green.
- ―命題によって表現された内容の間の両立不可能性→独自の種類の推論関係: それぞれの命題を、その命題と両立不可能なすべての命題の集合と結びつける ことができる。

The swatch is vermilion は The swatch is red を主張する asserting ことによって表現される主張の内容を含む。なぜなら朱であることと両立不可能なことはすべて朱色であることと両立不可能だから。

1 4

二つの種類の規範的立場(commitment と entitlement)から三つの種類の推論関係が導かれる。

- ・コミット的 committee 推論 (コミットメント保存的 commitment-preserving): 演繹的推論を一般化するカテゴリー
- ・許可的 permissive 推論(資格保存的 entitlement-preserving):帰納的推論を一般化する。
- ・両立不可能性含有?(incompatibility entailments): 様相 (counterfactual-supporting)推論を一般化するカテゴリー

この三つの関係:すべての両立不可能性 entailments はコミットメント保存的であり(逆は真ではない)、すべてのコミットメント保存的推論は資格保存的である(逆は真ではない)。

1 5

これが、「合理性の規範的に厳密な fine 構造」 テーゼのまとめ

1 6

Assertibilism:

われわれがなす do こと、assertion という基本的な言語行為から出発し、その種の言語行為を支配する適切さから直接に内容の観念を読み取る read off。 平叙文によって表現される内容は、assertibility 条件と同一視され、それに関して分節化される。(つまり、そのもとで命題を assert することが適切となるような条件)

→assertion の適切さのこの未分化な undifferentiated 規範的観念はより厳密に分節化された規範的構造に取って代わられうる。

二つの種類の規範的地位:何にコミットし何に資格を与えられていうるかをつけなければならない。=語用理論レベル

1 7

この語用理論(assertional 力の理論)レベルでの厳密化→意味理論(assertible content)レベルでの厳密化

「どのような状況 circumstances のもとで命題を assert することが適切であるだろうか?」というと不明瞭な問いの代わりに

「どのような状況(たとえば、どんな他の主張の文脈の中で)ある命題はその 命題によって表現された主張にコミットしていると見なされるだろうか」 および

「どのような主張(たとえばどんな他の主張の文脈において)、ある主張はその主張の資格を与えられていると見なされるだろうか?」 と問わなければならない。

- 上流(状況へのコミットや資格)だけでなく下流(帰結へのコミットや資格)も見なければならない。
- 2. この二つの規範的側面の間の相互作用(両立不可能性に伴う)を考慮すべき。

→broadly assertibilist semantic theories

III. 客観性

1.

2. Assertibility conditions を命題内容と結びつける assertibilist semantic

theories の魅力は意味と使用との間の密接な関係。

Reading semantic norms directly off of pragmatic ones. 語用論的規範: つまり、asserting ゲームの規則、assertional 実践に参加している人々によって暗黙のうちに認められている規範

correct の意味:二つの中心的な種類の規範的評価

- 1.「その言語行為は実践者の態度に垂らして適切であったか?」「話者はゲームのルールに従い、assertion を作ることに対して責めを負うに値しないか?」
- 2.「事柄が実際に言われたとおりであるという意味で正しいか?」

3.

こうした種類の理論は構造的なジレンマに直面する。

「正しさ」を、ある人がそれについて話している物事によって set された基準に従って検査することと捉え、assertible をこのより客観的な意味での正しさを要求するものとすると、assertibility conditions はたんに truth conditions になり、asserbilist の主張が曖昧になってしまう。

Assertibilism が出発点とする Assertion の適切さの観念は、話者や聞き手の実践に基づき、それに関して理解可能であると同時にしかし、実践者の態度を超えているという意味で客観的な規範的検査を fund するに十分でなければならない。